

## 第5回 多摩市自治推進委員会 要点記録

日 時：令和7年7月30日（水） 19：00～21：15

場 所：永山公民館 視聴覚室

出席委員：白鳥光洋委員長、長野基副委員長、中島ゆき委員、牛腸哲史委員、山田寛子委員

オブザーバー：一般社団法人コミュニティネットワーク協会 渥美京子理事長、中央大学国際経営学部 中村大輔教授、合同会社 MichiLab 高野義裕代表

事務局：田島協創推進室長、西村担当主査、村上、荒川、永田

傍聴者：0名

欠席：和田あずみ委員

議事次第：配付資料「第5回 多摩市自治推進委員会 議事次第」のとおり

### 1 開会

委員長 第5回第九期多摩市自治推進委員会を開催する。

まず、事務局から資料の確認をお願いしたい。

**事務局より、配付資料の確認を行った**

委員長 次に、第4回委員会の要点録の原案について、修正はないか。

修正はないようなので、これで確定とする。

### 1 協創の実現に向けた取組み・検討状況報告

委員長 まずは、次第1「協創の実現に向けた取組み・検討状況報告」です。現在の取組み状況について、事務局から報告をお願いします。

**事務局より、資料15、参考資料に基づき報告**

事務局からの報告は終わりました。続けて事業に関わっているオブザーバーからそれぞれのエリアでの活動の報告や今後の進め方についてご発言をお願いします。これまでの取組状況や今後について、ご意見・ご質問等があればお願いします。

**ご発言なし**

### 2 諒問事項に関する意見交換

委員長 続きまして、次第2「諒問事項に関する意見交換」です。事務局から、これまでの委員会における議論のキーワードの整理や答申の「論点」となる事項の整理等、情報提供をお願いします。

**事務局より、資料16、参考資料に基づき報告**

事務局からの報告は終わりました。スケジュールや議論のキーワード、答申の「論点」、「論点」を踏まえた答申の「骨子案」等について、ご意見・ご質問等があればお願いします。

副委員長 協議会型組織が協議した結果は、どのような機能、役割を果たすものか？まちづくり協議会であれば開発に伴うデザイン等に関する合意形成が一般として行われる。

事務局 協議会として地域のために何を議論して実行していくか、みなさんと検討していくたい。

特定の分野にとどまらず、具体的なことを協議いただくのがこの制度の趣旨かと思う。公園のことや施設のこと等、地域に関わることを幅広く議論していくものと考えている。事例を通してこの審議会で議論いただけたとありがたい。

副委員長 当委員会では、議論の方向性を確認しながら、イメージをすり合わせコンセンサスを形成していく必要がある。エリア協議会で合意や議論をしていくことが想定にあると思うが、指定地域共同活動団体制度には、行政財産の無償貸付・特命随意契約・市長への調整の申請ができるという3つの大きな特徴がある。それがどう使われるかも重要な論点になるのではないか。指定地域共同活動団体にならなくても、指定管理者になることはできる。地域のために何をするかと、制度を使ってどう活動しやすくするか、重なる部分と重ならない部分とを分けて議論する必要がある。協議会を組織するためには、有能な事務局が必要という一般的な組織論もある。

委員長 おそらく国がイメージしているのは、地域で総合計画のようなビジョンをつくったうえで動いて評価していくというのかと思うが、多摩市のような場合は、プラットフォーム型との組み合わせ等、様々なパターンで検討できると思う。

副委員長 実験地域はニュータウン地域になっているが、今後、既存地区も検討する必要がある。国は、自治会のようにある程度地域の中で合意形成や意思決定できる状態を想定してこの制度をつくっていると思うが、多摩市のニュータウンにおいてはそもそも多活動型の地域コミュニティなので、その中から協議・決定する機関をつくっていくのが良いのではないか。そのためには、事務局機能がかなりキーポイントになるのではないかと思う。

委員 広島市の事例を見ると、社会福祉協議会がベースになっている。出た意見を誰がどうまとめていくかが重要になると思うので、その役割が明確になっていないと、意見が言いつぱなしになってしまい可能性がある。上手く位置付けていく必要があるのでは。

オブザーバー 実際に取組みをしているとすごく難しい。住民の意見を全て聞いていては何もできない。意見を言うとともに何かをしてもらうという参加・実行型で進めないと、常に要求者の集まりになってしまい。経営責任を考えていくと、上手くいかなかつたときに誰が責任をとるのかという点も検討が必要。

事務局 協議会型の組織体を運営していくにはサポート体制が重要と認識している。モデル地区としてあげている貝取・豊ヶ丘は都営住宅の自治会しかなく、コミュニティセンター運営協議会や青少年育成問題協議会等が中心になっていくと考えている。将来的には指定管理を担う団体が指定地域共同活動団体となっていくことも考えられるが、当面はエリア協議会の中に指定管理業務を担う団体が入り、指定管理業務とは別に、協議会があるという状態からスタートするイメージを持っている。

委員 事務局の説明で論点が理解できた。様々な段階を踏んでいくことになり、さらに小さなステップがたくさんあると思う。もう少し詳細なロードマップが見えてくると動きやすいと感じる。事務局を市や中間支援団体が担うのは難しいと思うので、地域の団体や複数の共同代表のような主体が担って、そこを市や中間支援団体がサポートしていくのが良いのではないか。なるべく既存の団体を継続できるかたちで支援していき、関心層の半分くらいが本業で培ったスキルや経験を発揮していければ、それぞれがゆるやかに活動していくなかで全体として団体のように動いていくようになるのではないか。副業・兼業としてプロ

ボノのしくみを使う等、イメージできるパターンがいくつかあると思う。

委員長 資料16 P16の右下に包括的に実施とあり、そこまでいった段階では、責任の話は心配が出にくいと思うが、そこに至るまでの段階で、支援ができると良い。子どもや防災だけを担うという真ん中の段階でも、準団体のようなものに指定できたり、一歩手前の支援ができたり等、あるのかもしれない。聖蹟桜ヶ丘のカワマチのように民間が入って事務局を支えることも期待できるのでは。地域で使いたいと思った時に、要件があてはまれば使える制度・しくみとしてあると良いのではないか。現状か、包括的なものかどちらかしかないというのではなく、中間段階も含めいずれも選択肢として存在するイメージか。

委員 段階が見えないのは、自分自身が地域団体の顔が見えないのもあるかと思うが、協議会型と多活動マッチング型ではっきりわかるのかわからない。新たな関心層がエリアミーティングを経て何にどう参加していく流れなのが見えない。それを誰がどのようなしくみ・しかけで進めるのか。既存団体の名称だけが変わるというよくある切り替え作業のパターンにならないよう、関心層が何に興味を持ち、何を求めてどう動いていくのか、どこに所属して、地域や全体がどのように動いていくのか見えるようにしたい。

オブザーバー 自身も住んでいた地域で、高齢化している困難な地区である。エレベーターがない住宅も多い。介護保険や地域包括ケアの現状等を整理したうえで、今の課題は何か、そしてそれがどのように解決していくのかという点が重要。

委員 これまでの取組みからエリアミーティング等、様々な分野でつながっていこうとする連携の動きはよく見える。他所ではやりたいことを持って関わった若者が、次に具体的にどう展開していくのかがわからないというのがよく課題になっている。そういう部分をどうしかけるのかが明確になると、次の課題解決の動きに進むのではないか。

事務局 資料16 P12でも示しているように、多活動マッチング型プラットフォームの具体的な形としては無作為抽出で呼びかけをした方々に向けてエリアミーティングを行っていく。年間3回を通して、今まで地域での活動をしていなかったが何かしたいという想いを持った方々がつながり合い、似たような関心を持ったグループをつくって実践まで行う。その掘り起こしを継続的にやり続ける。

委員 一堂に会して興味関心や課題感が一致したら動いていくということか。

事務局 そのとおりである。中間支援団体や市がサポートしながら進めていき、関心層から活動層にステップアップしていく。既存の団体とどこまで連携できるのかという課題はあるが、新しい人材の発掘・育成という面で、これまで一定の成果は出していると思っている。

オブザーバー 既存の団体は様々あるが、その団体の状況も様々。若い人が入ってくるとやりにくいという団体もあれば、若い人を応援しながら受け入れてくれるところもある。そうした状況の違いを見極めながら、エリアミーティングで出会った方を既存団体とマッチングするのか、伴走支援でその人達が自分たちで立ち上がるかたちにするのか、個別に判断しながらサポートしている。今後しくみ化していくために、自分以外の仲間も含めて、そうした伴走支援できる人をどのように増やしていくのかを考えていく必要がある。

副委員長 無作為抽出をやり続けていけるのはすごいことだと思う。盛り上がっていると企業や学生等、外から他の主体が興味を持って入ってくる可能性もある。旧来の城下町系のまちだと、地主・旦那衆が外から来た人を受け止めるような雰囲気がある。実験地区は既存の地主層

がいないため、受け止める主体がどうなるかはわからないが、災害に備えた事前復興計画のようなものや合意も必要で、掘り起こしが成功しつつあるのであれば、地域につながる受け皿となる雰囲気が大事になる。

- 委 員 それを指定地域共同活動団体にあてはめるという感じになるか？
- 副委員長 指定地域共同活動団体にするということは「特権」を与えることになるので、使わずにできるのであれば必ずしもあてはめる必要はない。地域を良くする話と、今回の制度を使うという話を整理しないといけない。
- 委 員 モデル地域や実証実験地域というかたちで成り立ったところに、指定していくイメージか。実際には、制度があったほうが活動しやすいのか？
- オブザーバー 活動しやすいようにつくっていく必要がある。組織体や中間支援、プラットフォームがあることで、いかに安心して活動できるようにつくっていくか。
- 委 員 関心層の参加の観点では、人材バンク的要素をイメージした。関心層がつながりあう場づくりが大事であり、指定地域共同活動団体がその場づくりを進めるという要件にするのであれば活動を応援するかたちになると思うが、受け皿やつながりづくり等の今出てきた部分を規定しないのであれば、単に既存制度の組み換えになりがちな感じがした。
- 委 員 長 P 1 2 のエリアミーティングがP 1 3 のエリア協議会にはすぐにはならず、もう少し現実には複雑になると思う。そこを後押しするしくみをどうつくるか。補助金を毎年出すのか、エリアミーティングでテーマごとのグループをつくるのか検討が必要である。
- 委 員 今回の無作為抽出はどういう年齢が対象か？
- 事 務 局 15歳から64歳まで。いわゆる生産年齢人口。割合は若い方に傾斜をしている。
- 副委員長 そのような主体が貸付で場所を使えるようにするために、制度を利用するということは考えられる。
- 事 務 局 メニューを用意するという点で、指定地域共同活動団体制度を導入する方が良いと思っている。地方自治法260条49で、市町村は、地域の多様な主体間の連携協力体制をつくりていかなければならないということが義務として規定されている。こちらから提案しているのは、二層のプラットフォームをつくるというもの。これから何かをやっていきたい関心層がつながりあう場が一つの層で、活動層と言われるような人や既存の活動団体が集まる協議会型のプラットフォームであるエリア協議会が二つ目の層のイメージ。これをつくり、関心層の掘り起こしと既存団体のつながりを生むことで、地方自治体の義務はクリアできることになる。さらに、指定地域共同活動団体が行使できる権限を希望する団体があり、地域の活性化に寄与する組織運営に有効と考えられるのであれば、申請を受けて指定するというメニューを市が持つということで良いのではないか。
- 委 員 資料16 P 1 7 広島市の条例の「⑯ 前各号に掲げる、活動の新たな担い手の確保に資する活動」にあてはまるのではないか。それを行うための施設を借りるということは考えられる。
- 副委員長 エリア協議会はエリア別の社団のようなイメージか。何を協議、実行する組織と捉えるべきか。
- 委 員 狹義の協議会でいうと地域課題を協議するだけかもしれないが、広義の意味でいうとエリ アマネジメント組織のような言い方のほうがイメージにあうかもしれない。ハードだけで

なくソフトのまちづくりのための協議・実行を行うようなイメージではないか。

委員長 同じ地域で複数の団体を別々に指定することは考えにくいか。

事務局 権限や効率面からあくまで地区に一つのイメージ。

委員 団体が二つあったとしても指定等は連合組織として一つになるのではないか。

委員 住民情報を活用する権利や個人情報の扱いはこの条例に含めるのか。各団体で規定するのか、制度の規定の中に入れていくのか。

事務局 何をしていくかにもよると思う。協議するのか、実行していくのか。コミュニティセンター運営協議会でも事業の中でルールを決めて、それに準じて運営している。広島市の条例にもそこまでは含まれておらず、個々の活動を想定しきれないため、多主体の連携をどのような業務をするのかの枠を決めるのが条例で、個人情報については、個々の団体で規定していくことになるのではないか。細かいルールづくりについては、来年以降、議論いただきたいと考えている。

委員長 12月に答申するうえで、条例化を見据えてどこまで詰め切れるか。

委員 条例はつくったが、指定団体がないというよりは、ある程度団体の想定ができたタイミングで条例をつくっていくのが良いのではないか。

事務局 そのような二段階で条例化を進める方向性を答申いただくということは想定できる。

委員 先ほどの具体的なロードマップをつくったうえで、協議していく、団体化が見えてきたその先に条例があるというかたちか。

副委員長 高齢化が進んだ地域での最大の問題は移動の自由かと思う。都立大学周辺では、5Gの実験エリアになっていて、配送サービスのロボットを動かす事業があった。今後こうした実験の話が出たときに団体化することで、その受け皿になる団体としても機能するかもしれない。

委員長 資料にあったモビリティ実証も何を行うのかを出してもらえると良い。

事務局 8月に2人乗りのカートの自動運転を商店街で実験的に行うというもの。

委員長 今日のところはここまで問題ないか。事務局の方からまとめをお願いしたい。

事務局 協議会で何をするのか、事務局をどう設けるか、多活動マッチングで関心層をどうマッチングするかのイメージのすり合わせが必要。組織名称や位置づけも含めて要整理だが、新しく入ってきた人が活動しやすくする受け皿をつくる。条例を見据えて議論はしていくが、どのタイミングでつくるのか、ロードマップが必要。既存の団体とのつながり、小さなステップを踏んでいく具体的な検討が必要。地域のために何をやるのかを具体的に入れていくのかが重要。

### 3 その他

委員長 続いて、次第3の「その他」です。事務局より、何かあればお願いします。

**事務局より、参考資料7に基づき説明**

副委員長 参考資料8 P 3 (2次審査の方法) 2 (4) に二次審査通過団体と書いてあるが、通過というのはどういうことか。

事務局 一次審査、二次審査どちらも、事務局と自治推進委員で審査を行い、通過団体を決定する。通過団体を、補助金の交付要綱に従って、市長が採択を決定するため、実質は通過団体が

採択団体になるかとは思うが、決定行為の関係でこのような書き方をしている。

副委員長 集計結果に基づく順位が評価結果ではないのか？

事務局 基本的には順位で決まる。各委員が審議を通してプレゼンテーションや内容をどう捉えるかによって評価が決まる想定をしている。

委員 他の方の意見を聞いて、その視点があったと気づくこともある。

委員 基本は点数の上位団体かと思う。委員会の立場としては候補者を決定するということかと思う。

事務局 集計は事務局で行い、その後40分の審査をクローズで行う。その間、来場者は休憩として待っていただく。審査結果の発表と総評については、発表は事務局が行い、総評は委員長にやっていただきたい。

事務局 次回以降の委員会の開催日は、次回10月31日（金）、次々回12月17日（水）で決定したい。時間は今回と同じ19時からで同じ会場を予定している。

委員長 質問等なければ、第5回の多摩市自治推進委員会をこれで閉会する。

□ 閉会